



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…

告示

●東京都告示第千三百四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年八月二日	延長 三二・三七
		五丁目千七百七から同
		番十まで、千
		七十三番七及び同番八
		四・五〇

●東京都告示第千三百五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番
- 小平市津田町三丁目千五百三十八番
- 一の一部及び同番三
- 認定年月日
- 平成二十九年八月三日
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十三日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

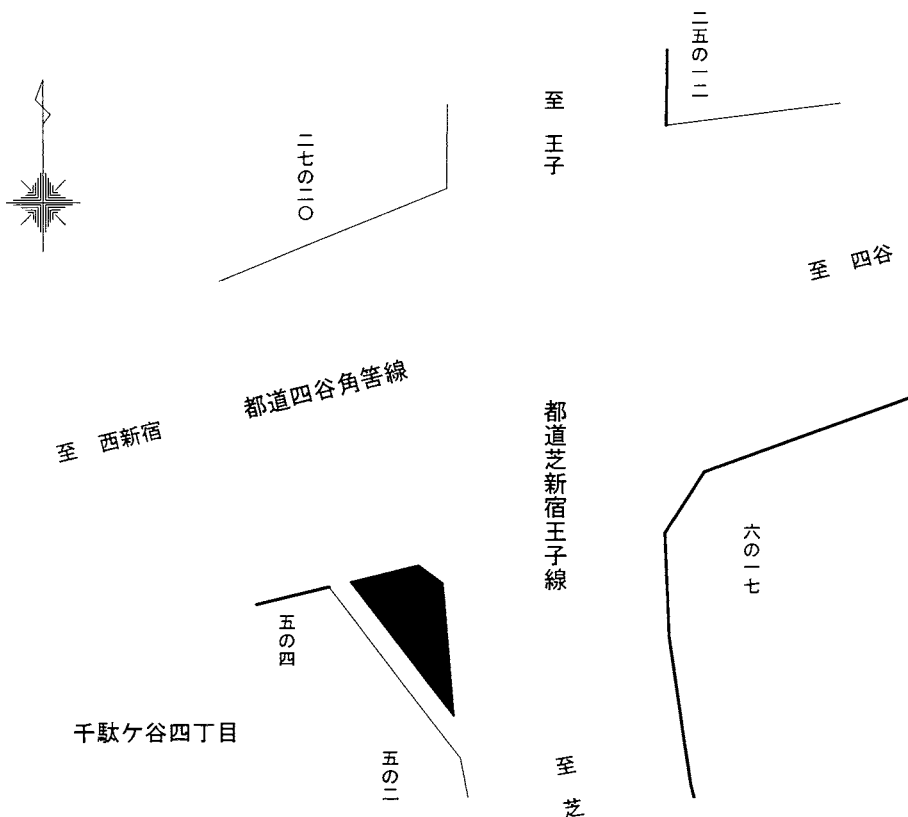
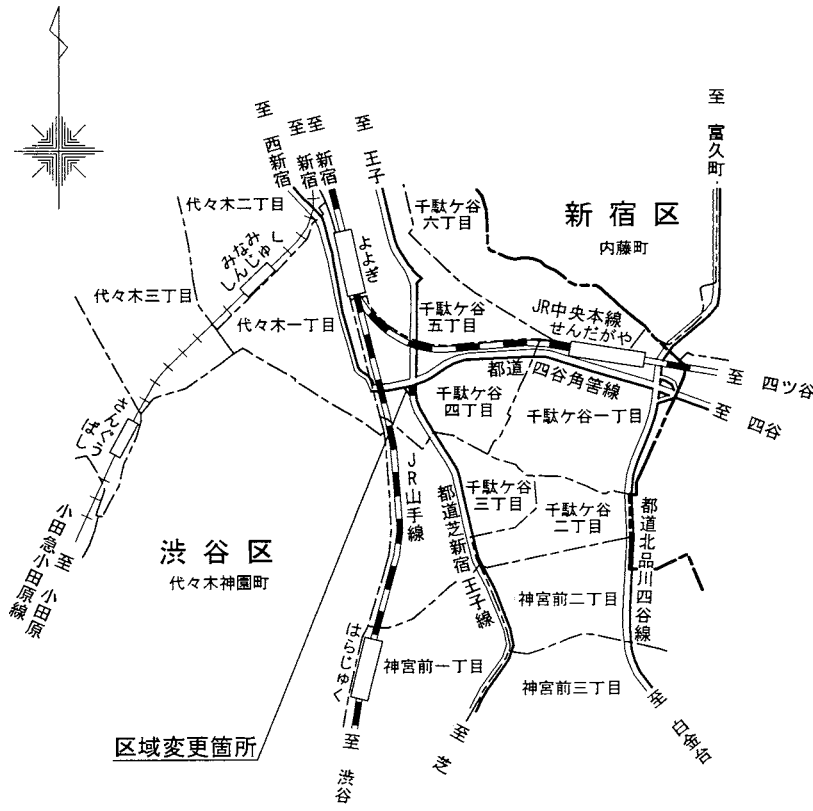
平成二十九年八月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 変更の区間 渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番二地先から同所五番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図
 都道芝新宿王子線区域変更略図
 渋谷区千駄ヶ谷四丁目地内

都道
 特別区道
 編入区域
 延長 一九・三八メートル
 面積 一・二八・六二平方メートル

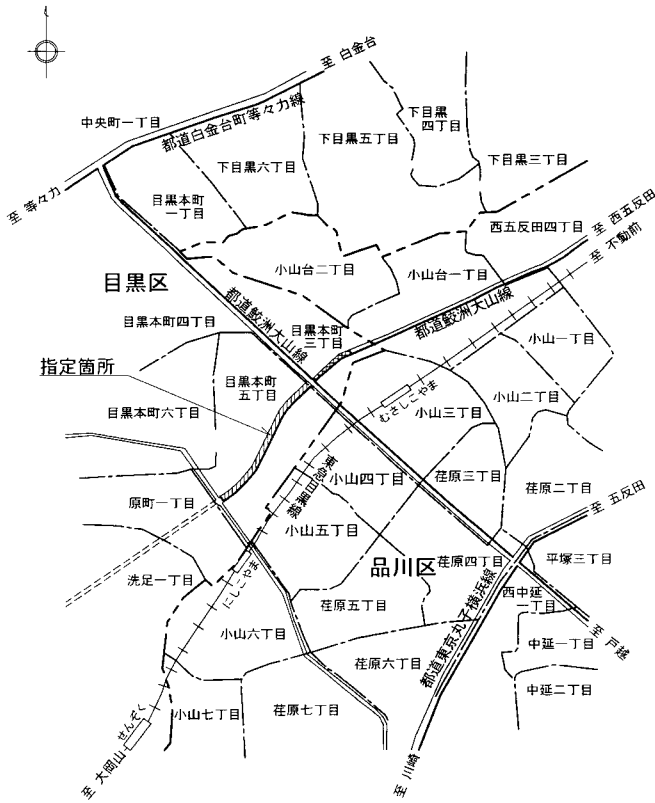


●東京都告示第千三百七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道 鮫洲大山線 目黒区 目黒本町五丁目地内

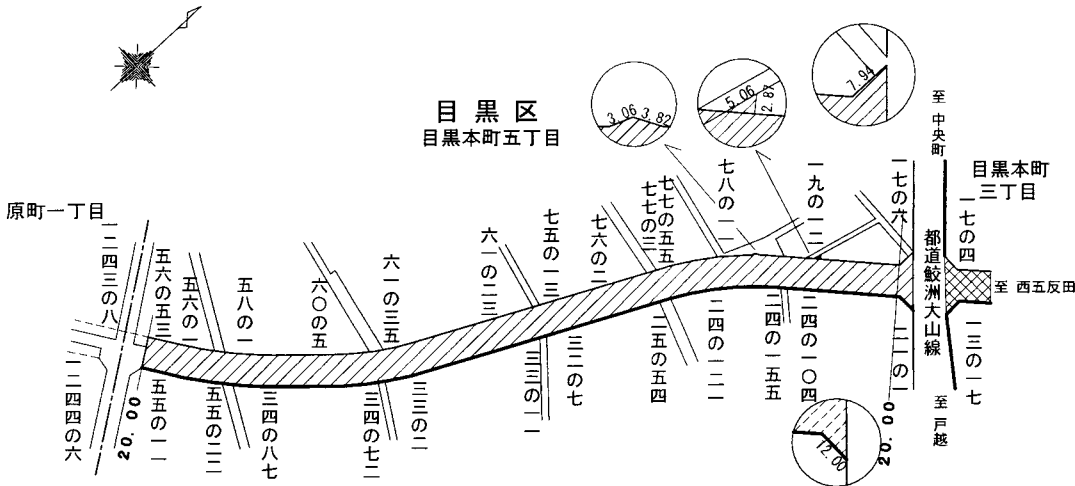
都道
 特別区道
 計画線
 指定区間
 延長 四九九・三三メートル
 (電線共同溝予定名称 補助四六・三号)
 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年八月二十三日
 東京都知事 小池百合子
 都道 鮫洲大山線

一 路線名
 都道 鮫洲大山線

二 指定する区間
 目黒区 目黒本町五丁目十七番六地先から同所五十六番五十三地先まで
 別図表示のとおり



三 指定の概要
 別図表示のとおり

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001